議案第12号

日野町課設置条例の一部改正について

日野町課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町課設置条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

産業振興課を2課に分け、多様化する業務及び住民ニーズに対応するため。

2 附則

平成28年4月1日から施行

日野町課設置条例の一部を改正する条例

日野町課設置条例(昭和34年日野町条例第6号)を次のように改正する。

改正後

(課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の6課を置く。

総務課

企画政策課

住民課

健康福祉課

産業振興課

建設水道課

(事務分掌)

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務課~住民課 略

産業振興課

- (1) 農林、畜産、水産業の振興に関すること。
- (2) 地域農政の推進に関すること。
- (3) 農林道の新設及び管理に関すること。
- (4) 治山に関すること。
- (5) 森林病害虫の防除に関すること。
- (6) 鳥獣保護及び駆除に関すること。
- (7) 町有林の管理に関すること。
- (8) 農林災害に関すること。
- (9) 商工業の振興に関すること。
- (10) 雇用促進及び企業誘致に関すること。

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の5課を置く。

改正前

総務課

(課の設置)

企画政策課

住民課

健康福祉課

産業振興課

(事務分掌)

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務課~住民課 略

産業振興課

- (1) 農林、畜産、水産業の振興に関すること。
- (2) 地域農政の推進に関すること。
- (3) 農林道の新設及び管理に関すること。
- (4) 治山及び地すべり防止に関すること。
- (5) 森林病害虫の防除に関すること。
- (6) 鳥獣保護及び駆除に関すること。
- (7) 町有林の管理に関すること。
- (8) 農林災害に関すること。
- (9) 地籍調査に関すること。
- (10) 商工業の振興に関すること。
- (11) 雇用促進及び企業誘致に関すること。

(12) 環境保全、廃棄物処理及び清掃に関すること。

- (13) 簡易水道等に関すること。
- (14) 下水道等に関すること。
- (15) 自然保護、水質汚濁、公害等に関すること。
- (16) 道路、橋梁の新設及び管理に関すること。
- (17) 河川の管理に関すること。
- (18) 砂防、地すべり対策に関すること。
- (19) 都市計画に関すること。
- (20) <u>住宅及び建設に関すること。</u>
- (21) 改良住宅に関すること。
- (22) 除雪対策に関すること。
- (23) 公共土木災害に関すること。

建設水道課

- (1) 環境保全、廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (2) 簡易水道等に関すること。
- (3) 下水道等に関すること。
- (4) 自然保護、水質汚濁、公害等に関すること。
- (5) 道路、橋梁の新設及び管理に関すること。
- (6) 河川の管理に関すること。
- (7) 砂防、地すべり対策に関すること。
- (8) 住宅及び建設に関すること。
- (9) 改良住宅に関すること。
- (10) 除雪対策に関すること。
- (11) 公共土木災害に関すること。
- (12) 地籍調査に関すること。

附則

この条例は平成28年4月1日から施行する。